

令和 7 年度学校給食関係職員検便業務委託契約書
(赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌0-157) (案)

那覇市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、学校給食関係職員の検便業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第 1 条 甲は、那覇市教育委員会の学校給食関係職員の検便業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（1）検査は原則として月 2 回行う。

（2）検査のための検体は、乙が甲の指定する場所で回収するものとする。

（3）検査は、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌（0-157）について行うものとする。

（委託期間）

第 2 条 この契約による委託期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託料は 1 検体あたり 円とし、消費税及び地方消費税は外税とする。

2 検査終了後乙は、甲に対し速やかに検査報告書と委託料請求書を提出しなければならない。

3 甲は前項の検査報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、委託料請求書を受理した日から起算して 3 0 日以内に、乙に対し委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第 4 条 那覇市契約規則第 3 0 条第 1 項第 9 号に基づき、甲は乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第 5 条 乙は、別紙委託業務の処理に関する仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

（調査等）

第 6 条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随意に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務や処理に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（再委託の禁止）

第 7 条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができないものとする。

（解除等）

第 8 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

（3）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

（4）乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除する。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(損害補償)

第9条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、この契約において取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護の重要性を認識し、機密として管理し、この契約の利用目的又はその合理的な関連の範囲内で業務の遂行に必要な限りにおいて利用できるものとする。

2 乙は、法令に定める場合を除き、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。

(信義則)

第12条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定等)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙